

○ 釧路市営住宅条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日

釧路市規則第 224 号

改正 平成 17 年 10 月 24 日規則第 278 号

平成 17 年 12 月 27 日規則第 300 号

平成 18 年 1 月 6 日規則第 1 号

平成 18 年 3 月 29 日規則第 45 号

平成 18 年 9 月 29 日規則第 81 号

平成 18 年 12 月 15 日規則第 95 号

平成 19 年 3 月 30 日規則第 66 号

平成 19 年 10 月 25 日規則第 98 号

平成 19 年 12 月 26 日規則第 104 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 32 号

平成 20 年 6 月 27 日規則第 55 号

平成 20 年 10 月 2 日規則第 69 号

平成 20 年 10 月 30 日規則第 73 号

平成 20 年 11 月 27 日規則第 74 号

平成 21 年 1 月 19 日規則第 4 号

平成 21 年 3 月 31 日規則第 29 号

平成 21 年 6 月 26 日規則第 42 号

平成 21 年 12 月 1 日規則第 57 号

平成 21 年 12 月 30 日規則第 59 号

平成 22 年 11 月 29 日規則第 62 号

平成 22 年 12 月 30 日規則第 64 号

平成 23 年 2 月 28 日規則第 3 号

平成 23 年 7 月 1 日規則第 47 号

平成 23 年 12 月 28 日規則第 57 号

平成 24 年 3 月 31 日規則第 29 号

平成24年11月30日規則第54号
平成25年3月29日規則第23号
平成25年11月29日規則第45号
平成25年12月30日規則第50号
平成26年2月28日規則第4号
平成26年3月20日規則第5号
平成26年9月30日規則第38号
平成26年9月30日規則第39号
平成27年3月20日規則第6号
平成27年3月31日規則第22号
平成27年10月29日規則第46号
平成27年11月30日規則第48号
平成28年3月31日規則第29号
平成29年3月31日規則第10号
平成29年9月15日規則第24号
平成30年2月14日規則第1号
平成31年3月29日規則第19号
平成31年3月29日規則第22号
平成31年4月4日規則第25号
令和元年7月29日規則第4号
令和2年3月24日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市営住宅条例(平成17年釧路市条例第202号。

以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第6条第1項の表新婚世帯向け住宅の項を除き、以下同じ。）の生死が明らかでない女子
- (2) 配偶者から遺棄されている女子
- (3) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- (4) 配偶者が精神又は身体の障害により労働能力を失い、長期にわたって入院している女子
- (5) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子

（市営住宅の設置）

第3条 条例第3条第2項の市営住宅の名称、位置、戸数等は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

（公募の方法等）

第4条 条例第4条（条例第52条第1項において準用する場合を含む。）及び第53条に規定する公募は、新聞、市広報紙、ラジオ、テレビ、掲示等による方法のうち、2以上の方法により行うものとする。

（入居者資格）

第4条の2 条例第5条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、当該アからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害

者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」とい

う。) 第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 条例第5条第2号、第45条第2項第2号及び第54条第4号に規定する規則で定める場合は、それぞれ次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 第1項第2号アに規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害の程度に相当する程度
イ 第 1 項第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号に該当する者

(2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
(入居の申込み)

第 5 条 条例第 7 条 (条例第 4 4 条の 7、第 5 2 条第 1 項及び第 5 6 条において準用する場合を含む。) の規定による入居の申込みをしようとする者は、市長が別に定める市営住宅入居申込書及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(特定目的住宅)

第 6 条 条例第 9 条第 3 項 (条例第 5 2 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規則で定める特定の目的のための市公営住宅 (以下「特定目的住宅」という。) は、次の表の左欄に掲げる住宅とし、条例第 9 条第 3 項の規則で定める条件は、同表の左欄に掲げる特定目的住宅の区分に応じ当該右欄に掲げる条件とする。

特定目的住宅	条件
高齢者等世帯向け住宅	(1) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上、又は 18 歳未満の者であること。 (2) 入居者又は同居する配偶者が 60 歳以上の者であり、かつ、その他の同居者が 18 歳未満の者のみであること。 (3) 第 4 条の 2 第 3 項第 1 号に該当すること。 (4) 第 4 条の 2 第 3 項第 3 号に該当すること。
大家族世帯向け住宅	同居者が 4 人以上いること。
高齢者世話付き	(1) 65 歳以上の単身世帯又は 65 歳以上の親族 2 人か

住宅	<p>らなる世帯であって日常生活（歩行、食事、着脱、入浴、排泄等）が可能で、かつ、自炊できる程度に健康である者からなる世帯であること。</p> <p>(2) (1)に準ずる世帯で市長が特に認める世帯であること。</p>
母子世帯向け住宅	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであること。
車椅子使用世帯向け住宅	入居者又は同居者に、常時、車椅子を使用しなければならない者がいること。
子育て世帯向け住宅	第4条の2第3項第3号に該当すること。
新婚世帯向け住宅	入居者及び同居者であるその配偶者（婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が70歳以下であって、その婚姻の届出の日から2年を経過していないこと。

2 特定目的住宅の入居者及び同居者が前項の条件に該当しなくなったとき（次に掲げる特定目的住宅にあつては、当該各号に定めるとき）は、入居している特定目的住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(1) 子育て世帯向け住宅 同居者に18歳未満の者がいなくなったとき。

(2) 新婚世帯向け住宅 入居者が単身となったとき又は入居した日の翌日から起算して18年を経過したとき（そのときにおいて同居者に18歳未満の者がいる場合は、当該18歳未満の者が18歳に達したとき。）。

(入居の手続)

第7条 条例第12条第1項（条例第52条第1項又は第56条において準用する場合を含む。）に規定する入居の手続は、入居決定の日から15日以内に行わなければならない。

2 条例第12条第2項（条例第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による期限の変更を求める者は、市長が別に定める市営住宅入居請書提出期限延長申請書により市長に申請しなければならない。

3 条例第12条第2項の規定による期限の変更は、30日を超えて延長してはならない。

4 市長は、条例第12条第2項の規定により期限を変更したときは、市長が別に定める市営住宅入居請書提出期限決定通知書により、当該期限を変更された者に対してその旨を通知するものとする。

5 条例第12条第4項（条例第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。）の市長の定める期間は、7日とする。

第8条 削除

（同居の承認）

第9条 入居者は、条例第14条第1項（条例第44条の7及び第52条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の承認を得ようとするときは、市長が別に定める市営住宅同居申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は条例第14条第1項の承認をしない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより、当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

（1） 当該承認後の入居者の収入が条例第5条第2号又は第45条第2項第2号の金額を超えることとなるとき。

（2） 当該入居者が条例第36条第1項第1号から第5号まで（条例第44条の7及び第52条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）のいずれかに該当するとき。

（3） 当該同居させようとする者が当該入居者の親族でないとき。

（4） 当該同居させようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

3 市長は、条例第14条第1項の承認をしたときは、市長が別に定める同居承認通知書により、当該承認に係る入居者に対してその旨を通知するものとする。

（同居者の人数の異動の届出）

第10条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合で同居者の人数の増減があったときは、市長が別に定める市営住宅同居者異動届により、速やかに市長に届け出なければならない。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

(1) 同居者が死亡し、又は転出したとき。

(2) 入居者又は同居者が出産したとき。

（入居の承継）

第11条 条例第15条第1項（条例第44条の7及び第52条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の承認を得ようとする者は、市長が別に定める市営住宅入居承継申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は条例第15条第1項の承認をしない。ただし、当該承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより、当該承認を得ようとする者が、引き続き市営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認を得ようとする者の入居者と同居していた期間が1年に満たないとき（当該承認を得ようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除く。）。

(2) 当該承認後のその者の収入が、公営住宅法施行令（昭和26年政

令第240号。以下「政令」という。)第9条第1項に規定する金額を超えることとなるとき。

(3) 当該入居者が、条例第36条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者であったとき。

(4) 当該承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

3 市長は、条例第15条第1項の承認をしたときは、市長が別に定める入居承認通知書により、当該承認に係る入居者に対してその旨を通知するものとする。

(明渡し努力義務)

第12条 単身入居を認めない市営住宅に入居している者が単身となった場合は、当該市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定により市営住宅を明け渡そうとする者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、当該市営住宅を明け渡そうとする者に対して他の適当な住宅のあっせん等をするものとする。

(収入の申告等)

第13条 条例第16条第1項(条例第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。)の規定による収入の申告は、毎年度、10月1日を基準日として、当該基準日の前年の1月1日から12月31日までの間における入居者及び同居者の所得税法(昭和40年法律第33号)第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額の合計に基づき、市長が別に定める市営住宅収入申告書を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第16条第3項(条例第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。)の規定による収入の申告は、市長が別に定める市営住宅収入修正申告書を市長に提出して行わなければならない。

3 条例第16条第4項（条例第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知は、市長が別に定める市営住宅収入認定通知書によるものとする。ただし、条例第24条第1項（条例第56条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第2項の規定による通知については、この限りでない。

4 条例第16条第5項（条例第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により意見を述べようとする者は、条例第16条第4項の規定による通知のあった日から30日以内に、市長が別に定める市営住宅収入認定意見申出書を市長に提出しなければならない。

5 条例第16条第5項の規定による通知は、市長が別に定める市営住宅収入認定更正通知書によるものとする。

（市公営住宅及び寡婦住宅の家賃の決定方法等）

第14条 条例第17条第2項（条例第56条において準用する場合を含む。）の家賃算定基礎額に乗ずる数値は、次に掲げる数値の合計を1から減じて得た数値とする。

（1） 次の算式により算出した数値（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

$$(1 - (C - A) \div (B - A)) \times 0.15$$

この式において、A、B及びCは、それぞれ次に定める額とする。

（A 公営住宅の敷地に係る地価（当該敷地の3点抽出した近隣地の固定資産税評価額（地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格をいう。以下同じ。）の平均を算出する方法その他の方法により当該敷地の1平方メートル当たりの額として適当な額を、当該敷地が借り上げられたものであるときは当該敷地の固定資産税評価額をいう。以下この号において同じ。）のうち最も低額であるもの

B 公営住宅の敷地（当該敷地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域内に所在するものを除く。）に係る地価のうち最も高額であるもの

C 当該市営住宅の敷地に係る地価)

(2) 市営住宅の浴室の設置形態に応じ、0から0.11までの範囲内で市長が別に定める数値

(3) 次のア又はイに掲げる市営住宅の便所の機能に応じ、当該ア又はイに掲げる数値

ア 当該市営住宅の便所が水洗化されている場合 0

イ 当該市営住宅の便所が水洗化されていない場合 0.04

(家賃の減免の基準)

第15条 条例第18条（条例第26条第3項、第28条第3項（同条第1項の家賃について準用する場合に限る。）、第44条の7、第46条第3項及び第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する家賃の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる額を当該家賃から減じて行うものとする。

(1) 入居者の収入の額が104,000円以下の場合 ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる額

ア 市長が別に定めるところにより認定した入居者の収入（以下「認定収入月額」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護基準の最低生活費（以下「最低生活費」という。）に対する割合が12割以内である場合 次の表の左欄に掲げる割合に応じ、当該右欄に掲げる減免の率を当該家賃に乗じて得た額

認定収入月額の最低生活費に対する割合	減免の率
10割以内	100分の100
10割を超え10.5割以内	100分の80
10.5割を超え11割以内	100分の50

1 1 割を超え 1 1 . 5 割以内	1 0 0 分の 4 0
1 1 . 5 割を超え 1 2 割以内	1 0 0 分の 3 0

イ 入居者又は同居者が生活保護法の規定による保護を受けている場合
家賃から当該生活保護による住宅のための費用として給付される額を
減じた額

(2) 条例第 1 8 条第 2 号に該当し、認定収入月額から市長が療養に要
するとして認定した費用を減じた額を認定収入月額とみなした場合に前
号アの規定に該当する場合 認定収入月額とみなした額に基づき前号ア
に規定する方法の例により算出した額

(3) 条例第 1 8 条第 3 号に該当し、認定収入月額から市長が認定した
損害額を減じた額を認定収入月額とみなした場合に第 1 号アの規定に該
当する場合 認定収入月額とみなした額に基づき第 1 号アに規定する方
法の例により算出した額

(4) 次のいずれかに該当する場合 ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、
それぞれア、イ又はウに掲げる額

ア 条例第 1 8 条第 2 号又は第 3 号の場合に該当し、それぞれ前 2 号の
規定により認定収入月額とみなされる額（以下「みなし収入月額」と
いう。）が 1 0 4 , 0 0 0 円を超える場合 家賃からみなし収入月額
に基づき政令第 2 条又は第 8 条に規定する方法により算出した額を減
じた額

イ 収入が条例第 1 6 条第 4 項の規定により現に認定されている収入
（同条第 5 項の規定により認定が更正されている場合は、当該更正後
の収入。以下「認定収入」という。）より減少した場合（アに該当す
る場合を除く。） 家賃から減少後の収入に基づき政令第 2 条又は第
8 条に規定する方法により算出した額を減じた額

ウ ア又はイに該当する場合以外の場合 前 3 号の場合に準じて市長が
決定する額

2 前項の規定による減免の期間は、3 か月から 1 2 か月以内で市長が定め

る。

3 第1項の規定により減免する額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

(家賃の徴収猶予の基準)

第16条 条例第18条(条例第26条第3項、第28条第3項、第44条の7、第46条第3項、第50条第4項及び第56条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する家賃の徴収猶予は、条例第18条第2号又は第3号の場合に該当することにより家賃の納付期日までに納付することが困難であると認められるときに、3か月以内の期間を定めて行うものとする。

(家賃の減免及び徴収猶予の申請)

第17条 条例第18条に規定する家賃の減免及び徴収猶予を受けようとする者は、市長が別に定める市営住宅家賃減免(徴収猶予)申請書により市長に申請しなければならない。

(家賃の減免及び徴収猶予の決定及び取消し)

第18条 市長は、条例第18条の家賃の減免又は徴収猶予をしたときは、市長が別に定める市営住宅家賃減免(徴収猶予)決定通知書により、入居者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、条例第18条に規定する家賃の減免又は徴収猶予を決定した場合において次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の減免又は徴収猶予の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 市長が家賃の減免又は徴収猶予の必要がなくなつたと認めたとき。

(届出をしないで立ち退いた場合の明渡し日の認定)

第19条 条例第19条第4項(条例第26条第3項、第28条第3項、第44条、第44条の7、第46条第3項、第50条第4項、第56条及び第62条において準用する場合を含む。)の規定による明け渡した日の認

定は、市長が別に定める市営住宅明渡認定調書により行うものとする。

(敷金の減免の基準)

第20条 条例第20条第2項(条例第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する条例第18条に規定する敷金の減免は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる額を当該敷金から減じて行うものとする。

(1) 入居決定者又は同居しようとする者が生活保護法に基づく保護を受けている場合で、同法の規定による敷金相当の保護費が敷金の額に満たない場合 敷金から当該敷金相当の保護費を減じた額

(2) 第15条第1項各号(第1号イを除く。)に掲げる家賃の減免の要件に該当する場合 敷金から同項の規定により減免する額を減じた後の家賃の額の2倍に相当する額を減じた額

(敷金の執行猶予の基準)

第21条 条例第20条第2項において準用する条例第18条に規定する敷金の徴収の猶予は、次の各号のいずれかに該当する場合に、3か月以内の期間を定めて行うものとする。

(1) 入居決定者又は同居をしようとする者が生活保護法に基づく保護を受けている場合で、同法の規定による敷金相当の保護費が敷金の納付期日までに給付されない場合

(2) 条例第20条第2項において準用する条例第18条第2号又は第3号の場合に該当することにより、敷金の納付期日までに納付することが困難であると認められた場合

(敷金の減免及び徴収猶予の申請)

第22条 条例第20条第2項において準用する条例第18条に規定する敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市長が別に定める市営住宅敷金減免(徴収猶予)申請書により市長に申請しなければならない。

(敷金の減免及び徴収猶予の決定及び取消し)

第23条 市長は、条例第20条第2項において準用する条例第18条に規

定する敷金の減免又は徴収の猶予を決定したときは、市長が別に定める市営住宅敷金減免（徴収猶予）決定書により、入居決定者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による敷金の減免又は徴収の猶予を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 入居決定者が詐欺その他の不正行為により敷金の減免又は徴収の猶予の決定を受けたことが判明したとき。

(2) 市長が敷金の減免又は徴収の猶予の必要がなくなつたと認めたととき。

(修繕箇所の報告)

第24条 入居者は、当該住宅に市が修繕費用を負担すべき修繕箇所が生じたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(給湯施設の使用及び維持に係る費用)

第25条 条例第22条第3号に規定する給湯施設の使用及び維持に要する費用として市長が徴収するガス給湯設備リース料、浴室リース料及び浴室シャワーリース料の額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用する場合の手續等)

第26条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第23条第5項ただし書（条例第44条、第44条の7、第52条第1項、第56条及び第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する承認をしない。

(1) 営業（市長が別に定めるものを除く。）を目的とするとき。

(2) 他の入居者の居住に支障があると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

2 条例第23条第5項ただし書に規定する承認を得ようとする者は、市長

が別に定める市営住宅一部併用申請書により市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、条例第23条第5項ただし書に規定する承認をしたときは、市長が別に定める市営住宅一部併用承認通知書により、当該承認に係る入居者に対してその旨を通知するものとする。

(市営住宅の様様替え又は増築をする場合の手續等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第23条第6項ただし書(条例第44条、第44条の7、第52条第1項、第56条及び第62条において準用する場合を含む。)に規定する承認をしない。

- (1) 居住の用以外の用途を目的とするとき。
- (2) 他の入居者の居住に支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

(長期間不使用の届出)

第28条 条例第23条第8項(条例第44条、第44条の7、第52条第1項、第56条及び第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、市長が別に定める市営住宅長期不使用届を市長に提出して行わなければならない。

(収入超過者等に対する措置等)

第29条 条例第24条第1項又は第48条第1項の規定による通知は、市長が別に定める市営住宅収入超過者認定通知書によるものとする。

- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、市営住宅高額所得者認定通知書によるものとする。

- 3 条例第24条第3項(条例第56条において準用する場合を含む。以下同じ。)又は第48条第2項の規定により意見を述べようとする者は、条例第24条第1項若しくは第2項又は第48条第1項の規定による通知があった日から30日以内に、市長が別に定める市営住宅収入超過者等認定意見申出書を市長に提出しなければならない。

4 条例第24条第3項又は第48条第2項の規定による通知は、市長が別に定める市営住宅収入超過者等認定更正通知書によるものとする。

5 条例第24条第4項（条例第56条において準用する場合を含む。）又は第48条第3項の規定による通知は、市長が別に定める市営住宅収入超過者等認定取消通知書によるものとする。

（高額所得者に対する明渡請求の期限延長の申出）

第30条 条例第27条第4項に規定する申出は、市長が別に定める市営住宅明渡期限延長申請書を市長に提出して行わなければならない。

（新たに整備される市公営住宅への入居）

第31条 条例第33条第1項（条例第62条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、市長が別に定める市営住宅入居申出書を市長に提出して行わなければならない。

（市営住宅を明け渡すときの届出及び修繕費用の負担義務）

第32条 条例第37条第1項（条例第44条、第44条の7、第52条第1項、第56条及び第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、市長が別に定める市営住宅退去届を市長に提出して行わなければならない。

2 入居者が市営住宅を明け渡そうとするときは、換気扇の内部清掃、破損ガラスの取替え等に要する費用又は条例第23条第2項（条例第44条、第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。）に規定する費用を負担しなければならない。

3 市長は、条例第37条第1項（条例第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。）に規定する検査をしたときは、条例第20条第4項（条例第44条の7、第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。）に規定する敷金の還付の額について清算を行い、市営住宅を明け渡した者にその額を還付するものとする。

（社会福祉法人等が使用する場合の使用料）

第33条 条例第40条第1項の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃

の額とする。

(社会福祉法人等に使用させる場合の読替え)

第34条 条例第44条の規定による技術的読替えは、別表第4のとおりとする。

(みなし特定公共賃貸住宅の入居の手続)

第34条の2 条例第44条の5第1項に規定する入居の手続は、入居決定の日から15日以内に行わなければならない。この場合において、市長が別に定めるみなし特定公共賃貸住宅入居請書には、連帯保証人の収入を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第44条の5第2項の規定により同条第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととするを求める者は、市長が別に定めるみなし特定公共賃貸住宅連帯保証人免除申請書により市長に申請しなければならない。

3 第7条第2項から第5項までの規定は、みなし特定公共賃貸住宅の入居の手続について準用する。この場合において、同条第2項中「条例第12条第2項(条例第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。以下同じ。)」とあるのは「条例第44条の5第3項において準用する条例第12条第2項」と、同条第3項及び第4項中「条例第12条第2項」とあるのは「条例第44条の5第3項において準用する条例第12条第2項」と、同条第5項中「条例第12条第4項(条例第52条第1項及び第56条において準用する場合を含む。)」とあるのは「条例第44条の5第3項において準用する条例第12条第4項」と読み替えるものとする。

(みなし特定公共賃貸住宅の入居者の連帯保証人)

第34条の3 条例第44条の5第1項第1号に規定する連帯保証人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市内に住所を有する者であること(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、北海道に住所を有する者であること。この場合においては、住民票の写しを提出しなければならない。)

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

(3) 入居者と生計を異にし、かつ、入居者と同等以上の資力があると認められる者であること。

2 入居者は、連帯保証人が前項に規定する条件を具備しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに新たな連帯保証人を立てなければならない。

3 前項の場合において新たな連帯保証人を立てようとするとき又はその他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、市長が別に定める連帯保証人変更申請書により市長に申請しなければならない。

(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)

第34条の4 条例第44条の6の規則で定める額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(みなし特定公共賃貸住宅の管理の場合の読替え)

第34条の5 条例第44条の7の規定による技術的読替えは、別表第4の2のとおりとする。

(改良住宅の家賃)

第35条 条例第46条第1項及び第2項の規則で定める額は、政令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。この場合における政令第2条第1項第4号に規定する家賃算定基礎額に乗ずる数値の決定方法については、第14条の規定を準用する。

(割増賃料)

第36条 条例第50条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる認定収入の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 条例第5条第2号ウに規定する金額以下の場合 政令第2条第2項の表中「10万4千円」とあるのは「11万4千円」として同条に規定する方法の例により算出した額から条例第46条第1項の規定による家賃の額を控除して得た額

(2) 条例第5条第2号ウに規定する金額を超える場合 政令第8条第2項に規定する方法の例により算出した額から条例第46条第1項の規

定による家賃の額を控除して得た額

2 前項の規定は、条例第50条第3項の規則で定める額について準用する。
この場合において、前項各号中「第46条第1項」とあるのは、「第46条第2項」と読み替えるものとする。

(改良住宅の管理の場合の読替え)

第37条 条例第52条第2項の規定による技術的読替えは、別表第5のとおりとする。

(寡婦住宅の管理の場合の読替え)

第38条 条例第56条の規定による技術的読替えは、別表第6のとおりとする。

(駐車場の使用申込み)

第39条 条例第58条に規定する使用申込みは、市長が別に定める市営住宅駐車場使用申請書により行わなければならない。

(駐車場の使用料)

第40条 条例第60条第1項の規則で定める額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

(駐車場の管理の場合の読替え)

第41条 条例第62条の規定による技術的読替えは、別表第7のとおりとする。

(敷地の目的外使用)

第42条 条例第65条の規定による許可を受けようとする者は、当該使用に係る目的、場所、設置物その他の必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市営住宅管理条例施行

規則（平成9年釧路市規則第48号）、阿寒町営住宅条例施行規則（平成9年阿寒町規則第26号）又は音別町営住宅管理条例施行規則（平成8年音別町規則第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（改良住宅の家賃の特例）

- 3 平成21年4月1日において現に改良住宅に入居している者で、第34条の規定により同日以後に公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「改正政令」という。）による改正後の政令第2条に規定する方法の例により算出される当該改良住宅の毎月の家賃の額（以下「改良住宅新家賃額」という。）が同日前の最終の当該改良住宅の毎月の家賃の額（以下「改良住宅旧家賃額」という。）を超えるものの改正政令附則第3条の表の上欄に掲げる年度の当該改良住宅の毎月の家賃は、第34条の規定にかかわらず、改良住宅新家賃額から改良住宅旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に、改良住宅旧家賃額を加えて得た額とする。

（家賃の減免の特例）

- 4 平成21年4月1日において現に市営住宅に入居している者の平成21年度から平成26年度までの当該市営住宅の毎月の家賃について、条例第17条（条例第56条において準用する場合を含む。）又は第34条の規定により改正政令による改正後の政令第2条に規定する方法又はその例により算出される当該入居者に係る市営住宅の毎月の家賃の額（改正政令附則第3条又は条例第34条若しくは条例第35条の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定による減額前の毎月の家賃の額とする。以下「減額前新家賃額」という。）が同日前の当該入居者に係る最終の市営住宅の毎月の家賃の額（条例第34条又は条例第35条の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定による減額前の毎月の家賃の額とする。以下「減額前旧家賃額」という。）を超え、かつ、条例第16条第4項の規定によ

り認定した当該入居者の収入（同条第5項の規定により認定を更正したときは、当該更正後の収入とする。）が次の各号のいずれかに該当するとき（第15条第1項の規定により家賃を減免されることを除く。）は、条例第18条第4号の規定により、平成21年度にあつては家賃増加額（減額前新家賃額から減額前旧家賃額を控除して得た額をいう。以下同じ。）に5分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成22年度にあつては家賃増加額に5分の2を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の2を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成23年度にあつては家賃増加額に5分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の3を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成24年度にあつては家賃増加額に5分の4を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）から家賃増加額に7分の4を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額を、平成25年度にあつては減額前新家賃額から家賃増加額に7分の5を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び減額前旧家賃額を減じて得た額を、平成26年度にあつては減額前新家賃額から家賃増加額に7分の6を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）及び減額前旧家賃額を減じて得た額を減免するものとする。

- (1) 139,000円を超え153,000円以下
- (2) 158,000円を超え178,000円以下
- (3) 186,000円を超え200,000円以下

(4) 214,000円を超え238,000円以下

(5) 259,000円を超え268,000円以下

5 前項の規定による家賃の減免については、第17条の規定にかかわらず、同条に規定する申請書の提出を要しないものとする。

6 第4項の規定による家賃の減免については、第18条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による通知は行わないものとする。

(入居者資格の特例)

7 当分の間、政令附則第7項に規定する地域内の市公営住宅に係る第4条の2第1項の規定の適用については、当該市公営住宅の入居者が同項各号のいずれにも該当しない場合においても、同項各号のいずれかに該当する者とみなす。

附 則 (平成17年10月24日規則第278号)

この規則中別表第1興津の部に興津公営住宅こうよう2の項を加える改正規定は平成17年11月1日から、同表緑ヶ岡の部に緑ヶ岡公営住宅みどり2の項を加える改正規定は平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日規則第300号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月6日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日規則第45号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日規則第81号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日規則第95号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第66号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年10月25日規則第98号)

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日規則第104号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第32号）

この規則中第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第55号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年10月2日規則第69号）

この規則は、平成20年10月6日から施行する。

附 則（平成20年10月30日規則第73号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成20年11月27日規則第74号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年1月19日規則第4号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第29号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日規則第42号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月30日規則第59号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日規則第62号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年12月30日規則第64号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日規則第 47 号）

この条例は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 28 日規則第 57 号）

この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日規則第 29 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に 56 歳以上である者に係るこの規則による改正後の釧路市営住宅条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 4 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「60 歳」とあるのは、「56 歳」とする。

3 市公営住宅の入居者が施行日前に 56 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 18 歳未満の者又は施行日前に 56 歳以上の者である場合における改正後の規則第 4 条の 2 第 3 項第 2 号の規定の適用については、同号中「60 歳」とあるのは、「56 歳」とする。

附 則（平成 24 年 11 月 30 日規則第 54 号）

この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 23 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 29 日規則第 45 号）

この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 30 日規則第 50 号）

この規則中別表第 1 の改正規定は平成 26 年 1 月 1 日から、第 4 条の 2 第 1 項第 8 号の改正規定は同月 3 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日規則第 4 号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日規則第5号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号に掲げる規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に掲げる行為（以下「行政財産、設備等の使用」という。）に係る使用料等であって、施行日以後に支払を受けるべきもの（施行日前に発行した納入通知書に係るものを除く。）について適用し、施行日前の行政財産、設備等の使用に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等若しくは施行日前に発行した納入通知書に係る使用料等については、なお従前の例による。

（1）から（4）まで 略

（5） 第6条の規定による改正後の釧路市営住宅条例施行規則別表第1から別表第3まで 駐車場の使用又はガス給湯設備若しくは浴室設備の使用

附 則（平成26年9月30日規則第38号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第39号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第22号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月29日規則第46号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日規則第48号）

この規則中別表第1昭和の部の次に次のように加える改正規定は平成27

年12月1日から、同表北町の部の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第29号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第10号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月15日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月14日規則第1号）

この規則は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第19号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第22号）抄

改正 令和元年7月29日規則第4号

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号に掲げる規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に掲げる行為（以下「行政財産、施設等の使用」という。）に係る使用料等であって、施行日以後に支払を受けるべきものについて適用し、施行日前の行政財産、施設等の使用に係る使用料等又は施行日前に支払を受けるべき使用料等については、なお従前の例による。

（1）から（5）まで 略

（6） 第7条の規定による改正後の釧路市営住宅条例施行規則別表第1から別表第3まで 駐車場の使用又はガス給湯設備若しくは浴室設備の使用

5 第2項の規定にかかわらず、平成25年10月1日から平成31年3月31日までにした行政財産の目的外使用の許可に基づき、施行日前から施

行日以後引き続き当該許可に係る行政財産の目的外使用をする場合における施行日以後の当該行政財産の目的外使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 1 年 4 月 4 日規則第 2 5 号）

改正 令和元年 7 月 2 9 日規則第 4 号

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

（消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

2 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係規則の整備に関する規則（平成 3 1 年釧路市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」省略）

附 則（令和元年 7 月 2 9 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 2 4 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市公営住宅（みなし特定公共賃貸住宅を除く。）、改良住宅及び寡婦住宅（以下「市営住宅」という。）の入居者として決定する者について適用し、同日前に市営住宅の入居者として決定した者については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに市営住宅の入居者として決定した者又は入居の承継の承認を受けた者が立てた連帯保証人については、改正前の第 8 条第 1 項の規定は、なおその効力を有するものとし、当該連帯保証人が同項に規定する条件を具備しなくなったとき又は死亡したときは、新たな連帯保証人

を立てることを要しない。

別表第1（第3条、第40条関係）

市公営住宅

団地	名称	位置	構造	間取り	戸数	備考
白樺台	白樺台公営住宅C1、C3～6	釧路市白樺台4丁目16番	簡易耐火構造平屋建	2DK	18	1棟2戸建 1棟 1棟4戸建 4棟 (C4 1戸 集会所)
	白樺台公営住宅C7～13、C17～33	釧路市白樺台4丁目14～16番	簡易耐火構造平屋建	2DK	94	1棟3戸建 2棟 1棟4戸建 22棟 (C11 1戸 共同浴場)
	白樺台公営住宅C14～16、C34、C35	釧路市白樺台4丁目7、15番	簡易耐火構造2階建	2DK	24	1棟4戸建 3棟 1棟6戸建 2棟
	白樺台公営住宅C42～48、52～70	釧路市白樺台4丁目11～14番	簡易耐火構造平屋建	2DK 3DK	10 1 3	1棟4戸建 26棟
	白樺台公営住宅C49～51	釧路市白樺台4丁目13番	簡易耐火構造平屋建	3DK	12	1棟4戸建 3棟 (昭和56年度住戸改善)
	白樺台公営住宅C71	釧路市白樺台4丁目12番	簡易耐火構造平屋建	3DK	2	1棟2戸建

白樺台公営住宅C72、C73	釧路市白樺台4丁目3番	簡易耐火構造平屋建	3DK	8	1棟4戸建 (昭和55年度住戸改善)	2棟
白樺台公営住宅C74、C75、C77	釧路市白樺台4丁目3、5番	簡易耐火構造平屋建	3DK	12	1棟4戸建 (昭和57年度住戸改善)	3棟
白樺台公営住宅C78	釧路市白樺台4丁目5番	簡易耐火構造平屋建	3DK	4	1棟4戸建 (昭和58年度住戸改善)	
白樺台公営住宅C76、C79～81、C88～97	釧路市白樺台4丁目3、5、6、19番	簡易耐火構造平屋建	2DK 3DK	41 16	1棟2戸建 1棟3戸建 1棟4戸建 1棟6戸建	1棟 1棟 10棟 2棟
白樺台公営住宅C98～102	釧路市白樺台4丁目18番	簡易耐火構造2階建	2DK 3DK	21 9	1棟6戸建	5棟
白樺台公営住宅C103～112	釧路市白樺台4丁目17、18番	簡易耐火構造平屋建	2DK 3DK	27 9	1棟2戸建 1棟4戸建 (C103 2戸集会所)	2棟 8棟
白樺台公営住宅C201～208	釧路市白樺台4丁目20、21番	簡易耐火構造平屋建	1LDK 2LDK	24 12	1棟4戸建 1棟5戸建 1棟6戸建 ガス給湯設備リース料 2,304	5棟 2棟 1棟

					円
白樺台公営住宅WB1	釧路市白樺台1丁目2番3番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	2 16	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB2	釧路市白樺台1丁目1番9番	中層耐火構造3階建	2DK 2LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB3	釧路市白樺台1丁目1番9番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB4	釧路市白樺台1丁目1番9番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	9 9	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB8	釧路市白樺台1丁目2番2番	中層耐火構造3階建	2DK 2LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB9	釧路市白樺台1丁目2番2番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	2 16	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB10	釧路市白樺台3丁目1番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	10 8	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB11	釧路市白樺台3丁目2番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	10 8	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円
白樺台公営住宅WB12	釧路市白樺台3丁目2番	中層耐火構造3階建	2DK 2LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料

	番					3, 130円
白樺台公営住宅WB13	釧路市白樺台3丁目2番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 6	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3, 130円 浴室リース料 2, 409円
白樺台公営住宅WB14	釧路市白樺台3丁目2番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 6	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3, 130円 浴室リース料 2, 409円
白樺台公営住宅WB16	釧路市白樺台3丁目7番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 6	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3, 130円 浴室リース料 2, 409円
白樺台公営住宅WB17	釧路市白樺台3丁目7番	中層耐火構造3階建	2DK 2LDK	6 6	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3, 130円 浴室リース料 2, 409円
白樺台公営住宅しらかば1	釧路市白樺台3丁目7番	中層耐火構造5階建	2DK 2LDK 3LDK	10 15 5	10 15 5	1棟30戸建 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リース料 2, 304円

	白樺台公営住宅しらかば2	釧路市白樺台5丁目1番	中層耐火構造5階建	2DK 2LDK 3LDK	20 12 8	1棟40戸建 (1階2戸 車椅子使用世帯向け住宅) 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
	白樺台公営住宅しらかば3	釧路市白樺台5丁目3番	中層耐火構造5階建	2DK 2LDK 3LDK	10 10 10	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
	白樺台公営住宅しらかば4	釧路市白樺台5丁目4番	中層耐火構造5階建	2DK 2LDK	10 10	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
興津	興津公営住宅こうよう1	釧路市興津1丁目5番	中層耐火構造5階建	2DK 2LDK 3LDK	15 15 5	1棟35戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円

	興津公営住宅 こうよう 2	釧路市興津 1丁目4番	中層耐火構 造5階建	2DK 2LDK 3LDK	15 15 5	1棟35戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リー ス料 2,304 円
	興津公営住宅 こうよう 3	釧路市興津 1丁目3番	中層耐火構 造3階建	2DK 2LDK 3LDK	12 12 6	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リー ス料 2,304 円
春採	春採公営住宅 SP1	釧路市春採 3丁目10 番	中層耐火構 造5階建	2LDK 3LDK	10 10	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円
	春採公営住宅 SP2	釧路市春採 3丁目10 番	中層耐火構 造5階建	2DK 2LDK 3LDK	8 6 16	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
	春採公営住宅 SP3	釧路市春採 3丁目10 番	中層耐火構 造4階建	2DK 2LDK 3LDK	8 6 10	1棟24戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
	春採公営住宅 ぼうよう 1	釧路市春採 4丁目19 番	中層耐火構 造5階建	2DK 2LDK 3LDK	10 12 8	1棟30戸建(1 階2戸 車椅子使 用世帯向け住宅) 駐車場使用料

						3, 130円 ガス給湯設備リース料 2, 304円
	春採公営住宅ぼうよう2	釧路市春採4丁目18番	中層耐火構造5階建	2LDK 3LDK	20 10	1棟30戸建 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リース料 2, 304円
	春採公営住宅ぼうよう3	釧路市春採4丁目16番	中層耐火構造5階建	2LDK 3LDK	10 10	1棟20戸建 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リース料 2, 304円
武佐	武佐公営住宅TM1、TM2、TM19、TM24	釧路市武佐4丁目21、22番	簡易耐火構造2階建	2DK 3DK	10 8	1棟4戸建 3棟 1棟6戸建 1棟
	武佐公営住宅TM3～18、TM20～23、TM25～32	釧路市武佐4丁目21～23、27番	簡易耐火構造2階建	2DK 3DK	11 3 46	1棟3戸建 1棟 1棟4戸建 3棟 1棟6戸建 24棟 (TM20、TM32各2戸 集会室)
	武佐公営住宅	釧路市武佐	中層耐火構造	3DK	30	1棟30戸建

宅D6	4丁目20番	造5階建			駐車場使用料 3,130円 浴室リース料（市 が浴室設備を設置 する場合に限る。） 2,304円
武佐公営住 宅R2	釧路市武佐 4丁目20番	中層耐火構 造5階建	3DK	30	1棟30戸建
武佐公営住 宅R3	釧路市武佐 4丁目21番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	25 5	1棟30戸建
武佐公営住 宅R4	釧路市武佐 4丁目21番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	35 5	1棟40戸建
武佐公営住 宅R5	釧路市武佐 4丁目23番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	25 5	1棟30戸建
武佐公営住 宅R6	釧路市武佐 4丁目23番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	35 5	1棟40戸建
武佐公営住 宅R7	釧路市武佐 4丁目26番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	35 5	1棟40戸建
武佐公営住 宅R8	釧路市武佐 4丁目27番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	25 5	1棟30戸建

	武佐公営住宅R9	釧路市武佐4丁目27番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建
	武佐公営住宅R10	釧路市武佐4丁目18番	中層耐火構造5階建	3DK	40	1棟40戸建
	武佐公営住宅R11	釧路市武佐4丁目17番	中層耐火構造5階建	3DK 4DK	25 5	1棟30戸建 (各階1戸計5戸多家族世帯向け住宅)
	武佐公営住宅R12	釧路市武佐4丁目18番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建
	武佐公営住宅R13	釧路市武佐4丁目16番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 浴室リース料 1,466円
	武佐公営住宅R14	釧路市武佐4丁目16番	高層耐火構造9階建	3DK	72	1棟72戸建 浴室リース料 1,571円
緑ヶ岡	緑ヶ岡公営住宅E4	釧路市緑ヶ岡1丁目14番	中層耐火構造3階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
	緑ヶ岡公営住宅GH1	釧路市緑ヶ岡5丁目4番	中層耐火構造4階建	2LDK 3LDK	8 24	1棟32戸建 駐車場使用料 3,130円
	緑ヶ岡公営住宅GH2	釧路市緑ヶ岡5丁目4番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 12	1棟18戸建 駐車場使用料

	番					3, 130円 浴室リース料 2, 409円
緑ヶ岡公営 住宅くるみ	鉦路市緑ヶ 岡1丁目1 0番	中層耐火構 造3階建	3LDK	24		1棟24戸建 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リー ス料 2, 409 円
緑ヶ岡公営 住宅みどり 1	鉦路市緑ヶ 岡3丁目1 番	中層耐火構 造5階建	2DK 2LDK 3LDK	5 7 18		1棟30戸建（1 階2戸 車椅子使 用世帯向け住宅） 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リー ス料 2, 304 円
緑ヶ岡公営 住宅みどり 2	鉦路市緑ヶ 岡3丁目1 番	中層耐火構 造5階建	2DK 2LDK 3LDK	10 10 20		1棟40戸建 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リー ス料 2, 304 円
緑ヶ岡公営 住宅みどり 3	鉦路市緑ヶ 岡3丁目1 番	中層耐火構 造5階建	2DK 2LDK 3LDK	5 7 18		1棟30戸建（1 階2戸 車椅子使 用世帯向け住宅） 駐車場使用料

						3, 130円 ガス給湯設備リース料 2, 304円
	緑ヶ岡公営住宅みどり4	釧路市緑ヶ岡3丁目1番	中層耐火構造5階建	2DK 2LDK 3LDK	10 12 18	1棟40戸建 (1階2戸 車椅子使用世帯向け住宅) 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リース料 2, 304円
鶴ヶ岱	鶴ヶ岱公営住宅TR1	釧路市鶴ヶ岱1丁目4番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	3 12	1棟15戸建 駐車場使用料 3, 130円
	鶴ヶ岱公営住宅TR2	釧路市鶴ヶ岱1丁目4番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	3 12	1棟15戸建 駐車場使用料 3, 130円
	鶴ヶ岱公営住宅TR3	釧路市鶴ヶ岱1丁目5番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 6	1棟12戸建 (1階4戸 高齢者等世帯向け住宅) 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リース料 2, 409円

						円
	鶴ヶ岱公営住宅光1	釧路市鶴ヶ岱3丁目1番	中層耐火構造4階建	2LDK 3LDK	8 8	1棟16戸建 駐車場使用料 3,130円
	鶴ヶ岱公営住宅光2	釧路市鶴ヶ岱3丁目1番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円
柏木	柏木公営住宅KI	釧路市柏木町6番	高層耐火構造8階建	3DK	24	1棟80戸建 (56戸 改良住宅) 駐車場使用料 3,130円
	柏木公営住宅KP	釧路市柏木町7番	中層耐火構造5階建一部4階建	4DK	18	1棟18戸建 (多家族世帯向け住宅) 駐車場使用料 3,130円
旭	旭借上公営住宅コーディアルタウン旭橋	釧路市旭町24番	高層耐火構造10階建	2LDK 3LDK	30 30	1棟60戸建
堀川	堀川公営住宅D2	釧路市堀川町2番	中層耐火構造5階建	2DK	30	1棟30戸建
	堀川公営住宅D3	釧路市堀川町2番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 (1階6戸 車椅子使用世帯向け住宅)

	堀川公営住宅DH5	釧路市堀川町4番	高層耐火構造7階建	3DK	55	1棟55戸建 (1階1戸 集会室)
松浦	松浦公営住宅MR	釧路市松浦町8番	中層耐火構造3階建	3DK	18	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円
	松浦公営住宅MR2	釧路市松浦町14番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
新川	新川公営住宅S5	釧路市新川町17番	高層耐火構造7階建	3DK	49	1棟49戸建 浴室リース料 1,571円 (シャワー付 2,409円)
	新川公営住宅S6	釧路市新川町17番	中層耐火構造3階建	2DK 4DK	12 6	1棟18戸建 (1階6戸 多家族世帯向け住宅) 浴室リース料 1,466円
駒場	駒場公営住宅S7	釧路市駒場町11番	高層耐火構造8階建	2DK 3DK	6 42	1棟48戸建(1階6戸 車椅子使用世帯向け住宅) 浴室リース料 1,571円 (シャワー付 2,409円)
	駒場公営住宅	釧路市駒場	高層耐火構造	2DK	6	1棟42戸建(1

	宅S8	町11番	造7階建	3DK	36	階6戸 車椅子使用世帯向け住宅) 浴室リース料 1,676円 (シャワー付 2,409円)
美原	美原公営住宅M1	釧路市美原2丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 (1階1戸 集会所) 駐車場使用料 3,130円
	美原公営住宅M2	釧路市美原2丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3,130円
	美原公営住宅M3	釧路市美原2丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3,130円
	美原公営住宅M4	釧路市美原2丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	25	1棟30戸建 (5戸寡婦住宅) 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 1,466円
	美原公営住宅M5	釧路市美原2丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料

					1, 466円
美原公営住宅M6	釧路市美原1丁目22番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M7	釧路市美原1丁目22番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M8	釧路市美原1丁目22番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M9	釧路市美原1丁目22番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M10	釧路市美原1丁目22番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3, 130円 浴室リース料 1, 466円
美原公営住宅M11	釧路市美原1丁目22番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3, 130円 浴室リース料 1, 571円
美原公営住宅M12	釧路市美原1丁目22番	中層耐火構造5階建	3DK	50	1棟50戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅	釧路市美原	中層耐火構造	3DK	40	1棟40戸建

宅M13	1丁目22番	造5階建			駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M14	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 1,571円
美原公営住宅M15	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3DK	40	1棟40戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M16	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3DK	40	1棟40戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M17	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3DK	40	1棟40戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 1,571円
美原公営住宅M18	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M19	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M20	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3DK	40	1棟40戸建 駐車場使用料 3,130円

美原公営住宅M2 1	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	2DK 3DK	5 15	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 1,571円
美原公営住宅M2 2	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	2DK 3DK	10 20	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 1,571円
美原公営住宅M2 3	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3LDK	20	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M2 4	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3LDK	20	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M2 5	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	20	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M2 6	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M2 7	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
美原公営住宅M2 8	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料

					3, 130円
美原公営住宅M29	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	20	1棟20戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M30	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M31	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	2LDK	12	1棟12戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M32	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3LDK	18	1棟18戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M33	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3LDK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅M34	釧路市美原5丁目6番	中層耐火構造5階建	3LDK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3, 130円
美原公営住宅D15	釧路市美原1丁目43番	中層耐火構造5階建	3LDK	40	1棟40戸建 駐車場使用料 3, 130円 浴室リース料（市が浴室設備を設置する場合に限る。） 2, 723円
美原公営住宅	釧路市美原	中層耐火構造	2LDK	5	1棟40戸建

	宅D16	5丁目6番	造5階建	3LDK	35	駐車場使用料 3,130円 浴室リース料（市 が浴室設備を設置 する場合に限る。） 2,723円
	美原公営住 宅D18	釧路市美原 5丁目6番	中層耐火構 造5階建	2LDK 3LDK	5 25	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料（市 が浴室設備を設置 する場合に限る。） 2,723円
大楽毛	大楽毛公営 住宅K1	釧路市大楽 毛西2丁目 31番	中層耐火構 造5階建	3DK	50	1棟50戸建
	大楽毛公営 住宅K2	釧路市大楽 毛西2丁目 31番	中層耐火構 造5階建	3DK	40	1棟40戸建
	大楽毛公営 住宅K3	釧路市大楽 毛西2丁目 31番	中層耐火構 造4階建	3DK	16	1棟16戸建
芦野	芦野公営住 宅たんちよ う	釧路市芦野 3丁目34 番	中層耐火構	2LDK	11	1棟30戸建
			造5階建	3LDK	19	駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円

芦野公営住宅はしどい	釧路市芦野 3丁目34番	中層耐火構造 5階建	2LDK 3LDK	11 19	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
芦野公営住宅ぬさまい	釧路市芦野 3丁目34番	中層耐火構造 5階建	2LDK 3LDK	11 19	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
芦野公営住宅ゆうやけ	釧路市芦野 3丁目34番	中層耐火構造 5階建	3LDK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
芦野公営住宅しつげん	釧路市芦野 3丁目34番	中層耐火構造 5階建	2LDK 3LDK	11 19	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
芦野公営住宅きんれんか	釧路市芦野 3丁目34番	中層耐火構造 5階建	2LDK 3LDK	11 19	1棟30戸建（1階2戸 車椅子使用世帯向け住宅） 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円

	芦野公営住宅みずばし よう	釧路市芦野 3丁目34番	中層耐火構造 5階建	2LDK 3LDK	11 19	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
春日	春日公営住宅さくら	釧路市春日 町7番	中層耐火構造 5階建	3LDK	20	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,409円
	春日公営住宅いちい	釧路市春日 町7番	中層耐火構造 5階建	2LDK 3LDK	11 29	1棟40戸建 (1階4戸 車椅子使用世帯向け住宅) 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,409円
	春日公営住宅かえで	釧路市春日 町7番	高層耐火構造 9階建	2LDK 3LDK	18 36	1棟54戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,409円
	春日公営住宅	釧路市春日	高層耐火構造	3LDK	36	1棟36戸建

	宅ぽぷら	町 7 番	造 9 階建			駐車場使用料 3, 130 円 ガス給湯設備リー ス料 2, 409 円
昭和	昭和公営住 宅SW 1	釧路市昭和 中央 5 丁目 8 番	中層耐火構 造 5 階建	3 LDK	2 0	1 棟 2 0 戸建 (1 階 2 戸 車椅 子使用世帯向け住 宅) 駐車場使用料 3, 130 円 ガス給湯設備リー ス料 2, 304 円
	昭和公営住 宅SW 2	釧路市昭和 中央 5 丁目 8 番	中層耐火構 造 5 階建	3 LDK	2 0	1 棟 2 0 戸建 (1 階 2 戸 車椅 子使用世帯向け住 宅) 駐車場使用料 3, 130 円 ガス給湯設備リー ス料 2, 304 円
	昭和公営住 宅SW 3	釧路市昭和 中央 5 丁目 8 番	中層耐火構 造 5 階建	3 LDK	2 0	1 棟 2 0 戸建 駐車場使用料 3, 130 円 ガス給湯設備リー

						ス料 2,304 円
	昭和公営住 宅SW4	釧路市昭和 中央5丁目 8番	中層耐火構 造5階建	3 LDK	2 0	1棟20戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リー ス料 2,304 円
	昭和公営住 宅SW5	釧路市昭和 中央5丁目 8番	中層耐火構 造5階建	2 LDK 3 LDK	2 2 8	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リー ス料 2,304 円
鳥取南	鳥取南公営 住宅しんよ う1	釧路市鳥取 南4丁目1 番	中層耐火構 造5階建	2 DK 2 LDK	3 5 2 0	1棟55戸建 (1階2戸 車椅 子使用世帯向け住 宅) 駐車場使用料 3,130円
	鳥取南公営 住宅しんよ う2	釧路市鳥取 南4丁目1 番	中層耐火構 造5階建	2 DK 2 LDK 3 LDK	2 0 2 0 1 0	1棟50戸建 (1階2戸 車椅 子使用世帯向け住 宅) 駐車場使用料 3,130円
新川北	新川北公営	釧路市川北	中層耐火構	2 DK	3 0	1棟55戸建

	住宅ふたば	町4番	造5階建	2LDK 3LDK	20 5	(1階2戸 車椅子使用世帯向け住宅) 駐車場使用料 3,130円
旭町	旭町公営住宅	釧路市阿寒町旭町3丁目10番	簡易耐火構造	2DK	3	1棟4戸建 1棟
			造平屋建	3DK	1	
			簡易耐火構造	2DK 3DK	4 2	1棟6戸建 1棟
富士見	富士見B公営住宅	釧路市阿寒町富士見1丁目9番	簡易耐火構造	3LDK	40	1棟4戸建 2棟 1棟8戸建 4棟
			造2階建			
			耐火構造2階建	2LDK 3LDK	12 8	1棟4戸建 1棟 1棟8戸建 2棟 オール電化
			木造平屋建	2LDK	10	1棟4戸建 2棟 1棟2戸建 1棟 オール電化
中央	中央公営住宅	釧路市阿寒町中央1丁目9番	耐火構造2階建	2LDK	24	1棟12戸建 2棟 オール電化 (1階12戸 高齢者等世帯向け住宅)
北町	北町公営住宅	釧路市阿寒町北町2丁目17番	木造平屋建	2DK	12	1棟4戸建 3棟
				2LDK	16	1棟6戸建 3棟
				3LDK	2	
北新町	北新町公営	釧路市阿寒	簡易耐火構造	2DK	10	1棟4戸建 4棟

	住宅	町北新町 2 丁目 1 番	造平屋建 簡易耐火構 造 2 階建	3 DK 3 LDK	6 4	1 棟 4 戸建	
グリー ン	グリーン公 営住宅	釧路市阿寒 町北新町 2 丁目 1 7 番	簡易耐火構 造平屋建	2 DK 3 DK 3 LDK	2 3 0 6	1 棟 2 戸建 1 棟 4 戸建 1 棟 6 戸建	2 棟 4 棟 3 棟
布伏内	布伏内公営 住宅	釧路市阿寒 町布伏内 2 2 線北 4 2 番地	木造平屋建	2 DK 2 LDK 3 LDK	1 2 4 4	1 棟 4 戸建 1 棟 6 戸建 オール電化	2 棟 2 棟
	布伏内B公 営住宅	釧路市阿寒 町布伏内南 4、5 番地	簡易耐火構 造平屋建	2 DK 3 DK	4 4 4	1 棟 4 戸建	1 2 棟
阿寒湖 畔	阿寒湖畔 1 公営住宅	釧路市阿寒 町阿寒湖温 泉 3 丁目 3 番	簡易耐火構 造 2 階建	3 LDK	2 8	1 棟 8 戸建 1 棟 1 2 戸建	2 棟 1 棟
	阿寒湖畔 3 公営住宅	釧路市阿寒 町阿寒湖温 泉 3 丁目 7、9 番	中層耐火構 造 3 階建	2 LDK 3 LDK	2 4 6 6	1 棟 1 2 戸建 棟 1 棟 1 8 戸建	6 棟 1 棟
まりも	まりも公営 住宅	釧路市阿寒 町阿寒湖温 泉 6 丁目 2、5 番	簡易耐火構 造平屋建 簡易耐火構 造 2 階建 中層耐火構 造 4 階建	3 DK 2 DK 3 DK 3 DK	8 5 3 1 2 8	1 棟 4 戸建 1 棟 4 戸建 1 棟 8 戸建 1 棟 1 6 戸建	2 棟 2 棟 2 棟 7

						棟
海光	海光公営住宅13-1、13-2	鉦路市音別町海光1丁目32番地2	耐火構造2階建	1 LDK A 2 1 LDK B 2 2 LDK 2 3 LDK 2		1棟4戸建 2棟
	海光公営住宅14-1、14-2	鉦路市音別町海光1丁目32番地2	耐火構造2階建	1 LDK 2 2 LDK 4 3 LDK 2		1棟4戸建 2棟
	海光公営住宅15-1、15-2	鉦路市音別町海光1丁目33番地1	木造平屋建	1 LDK 4 2 LDK 4		1棟4戸建 2棟
	海光公営住宅16-1、16-2	鉦路市音別町海光1丁目33番地2	木造平屋建	2 LDK 8		1棟4戸建 2棟
	海光公営住宅17-1	鉦路市音別町海光2丁目24番地	木造平屋建	2 LDK 4		1棟4戸建
	海光公営住宅17-2	鉦路市音別町海光1丁目33番地2	木造平屋建	2 LDK 4		1棟4戸建
	海光公営住宅18-1、18-	鉦路市音別町海光2丁目25番地	木造平屋建	2 LDK 8		1棟4戸建 2棟

	2					
	海光公営住宅かいこう22	釧路市音別町海光1丁目31番地3	中層耐火構造5階建	2DK 2LDK 3LDK	5 15 5	1棟25戸建
光洋	光洋公営住宅54-1、54-1、54-2、54-4	釧路市音別町海光3丁目28番地1	簡易耐火構造2階建	3DK	18	1棟6戸建 3棟
	光洋公営住宅54-3	釧路市音別町海光3丁目28番地1	簡易耐火構造2階建	3DK	6	1棟6戸建
	光洋公営住宅55-1、55-2	釧路市音別町海光3丁目28番地1	簡易耐火構造2階建	3DK	12	1棟6戸建 2棟
	光洋公営住宅55-3	釧路市音別町海光3丁目28番地1	簡易耐火構造2階建	3DK	6	1棟6戸建
	光洋公営住宅56-1、56-2	釧路市音別町海光3丁目28番地1	簡易耐火構造2階建	2LDK	12	1棟6戸建 2棟
	光洋公営住宅	釧路市音別町	簡易耐火構造	2LDK	6	1棟6戸建

	宅 5 7 - 1	町海光 3 丁目 2 8 番地 1	造 2 階建			
川東	川東公営住宅 5 9	鉦路市音別町川東 1 丁目 2 1 7 番地	簡易耐火構造 2 階建	3 LDK	8	1 棟 8 戸建
	川東公営住宅 6 2	鉦路市音別町川東 1 丁目 2 1 7 番地	簡易耐火構造 2 階建	3 LDK	8	1 棟 8 戸建
堤	堤公営住宅 4 9 - 1 ~ 4 9 - 3	鉦路市音別町川東 2 丁目 7 番地	簡易耐火構造 平屋建	3 DK	1 2	1 棟 4 戸建 3 棟
	堤公営住宅 4 9 - 4	鉦路市音別町川東 2 丁目 7 番地	簡易耐火構造 平屋建	2 DK 3 DK	2 2	1 棟 4 戸建
	堤公営住宅 5 0 - 1 ~ 5 0 - 4	鉦路市音別町川東 2 丁目 7 番地	簡易耐火構造 2 階建	2 DK 3 DK	4 2 0	1 棟 6 戸建 4 棟
	堤公営住宅 5 1 - 1 ~ 5 1 - 3	鉦路市音別町川東 2 丁目 7 番地	簡易耐火構造 2 階建	3 DK	1 8	1 棟 6 戸建 3 棟
	堤公営住宅 5 2 - 1 ~ 5 2 - 4	鉦路市音別町川東 2 丁目 7 番地	簡易耐火構造 2 階建	3 DK	2 4	1 棟 6 戸建 4 棟
共栄	共栄公営住宅	鉦路市音別	準耐火構造	2 LDK	8	1 棟 4 戸建 2 棟

宅6-1、 6-2	町共栄2丁 目20番地	平屋建				
共栄公営住 宅7-1	釧路市音別 町共栄2丁 目20番地	準耐火構造 平屋建	2LDK	4	1棟4戸建	
共栄公営住 宅8-4、 8-5	釧路市音別 町共栄2丁 目19番地	準耐火構造 平屋建	2LDK	8	1棟4戸建	2棟
共栄公営住 宅9-6	釧路市音別 町共栄2丁 目19番地	準耐火構造 平屋建	2LDK	4	1棟4戸建	

別表第2（第3条、第40条関係）

改良住宅

団地	名称	位置	構造	間取り	戸数	備考
白樺台	白樺台改良 住宅WB5	釧路市白樺 台1丁目2 1番	中層耐火構 造3階建	2LDK 3LDK	10 8	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円
	白樺台改良 住宅WB6	釧路市白樺 台1丁目2 1番	中層耐火構 造3階建	2DK 2LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円
	白樺台改良 住宅WB7	釧路市白樺 台1丁目2 2番	中層耐火構 造3階建	2DK 2LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円
	白樺台改良 住宅WB15	釧路市白樺 台3丁目7 番	中層耐火構 造3階建	2LDK 3LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料

						2, 409円
	白樺台改良住宅WB18	釧路市白樺台3丁目8番	中層耐火構造3階建	2LDK 3LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
	白樺台改良住宅WB19	釧路市白樺台3丁目8番	中層耐火構造3階建	2DK 2LDK	6 6	1棟12戸建 駐車場使用料 3,130円 浴室リース料 2,409円
益浦	益浦改良住宅MC1	釧路市益浦4丁目2番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
	益浦改良住宅MC2	釧路市益浦4丁目2番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
興津	興津改良住宅OK1	釧路市興津1丁目11番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
	興津改良住宅OK2	釧路市興津1丁目11番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
	興津改良住宅OK3	釧路市興津1丁目11番	中層耐火構造5階建	3DK	30	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
春採	春採望洋改	釧路市春採	中層耐火構造	1LDK	2	1棟12戸建

良住宅すずらん1	4丁目11番	造3階建	2LDK 3LDK	6 4	(1階4戸 高齢者世話付き住宅 (2戸 単身世帯向け、2戸 2人世帯向け)) 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
春採望洋改良住宅すずらん2	釧路市春採4丁目11番	中層耐火構造3階建	1LDK 2LDK 3LDK	2 6 4	1棟12戸建 (1階4戸 高齢者世話付き住宅 (2戸 単身世帯向け、2戸 2人世帯向け)) 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
春採望洋改良住宅すずらん3	釧路市春採4丁目11番	中層耐火構造3階建	1LDK 2LDK 3LDK	2 6 4	1棟12戸建 (1階4戸 高齢者世話付き住宅 (2戸 単身世帯向け、2戸 2人世帯向け))

						駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リ ース料 2, 304 円
春採望洋改 良住宅こす もす1	釧路市春採 4丁目12 番	中層耐火構 造3階建	1 LDK 2 LDK 3 LDK	2 6 4	1棟12戸建 (1階4戸 高齢 者世話付き住宅 (2戸 単身世帯 向け、2戸 2人 世帯向け)) 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リ ース料 2, 304 円	
春採望洋改 良住宅こす もす2	釧路市春採 4丁目12 番	中層耐火構 造3階建	2 LDK 3 LDK	8 4	1棟12戸建 (1階4戸 高齢 者世話付き住宅 (2戸 単身世帯 向け、2戸 2人 世帯向け)) 駐車場使用料 3, 130円 ガス給湯設備リ ース料 2, 304 円	

春採望洋改良住宅こすもす3	釧路市春採4丁目15番	中層耐火構造3階建	1 LDK 2 LDK 3 LDK	6 8 4	1棟18戸建 (1階6戸 高齢者世話付き住宅 (単身世帯向け)) 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
春採望洋改良住宅ちゅーりっぷ1	釧路市春採4丁目14番	中層耐火構造3階建	2 LDK	1 8	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
春採望洋改良住宅ちゅーりっぷ2	釧路市春採4丁目14番	中層耐火構造3階建	2 DK 2 LDK	4 1 4	1棟18戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料 2,304円
春採望洋改良住宅はまなす1	釧路市春採4丁目16番	中層耐火構造3階建	2 LDK 3 LDK	8 4	1棟12戸建 (1階4戸 高齢者世話付き住宅) 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リース料

						ス料 2,304 円
	春採望洋改 良住宅はま なす2	釧路市春採 4丁目16 番	中層耐火構 造5階建	2DK 2LDK	10 15	1棟25戸建 駐車場使用料 3,130円 ガス給湯設備リ ース料 2,304 円
緑ヶ岡	緑ヶ岡改良 住宅E1	釧路市緑ヶ 岡1丁目1 6番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	10 30	1棟40戸建 駐車場使用料 3,130円
	緑ヶ岡改良 住宅E2	釧路市緑ヶ 岡1丁目1 4番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	10 20	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
	緑ヶ岡改良 住宅E3	釧路市緑ヶ 岡1丁目1 3番	中層耐火構 造5階建	2DK 3DK	10 20	1棟30戸建 駐車場使用料 3,130円
宮本	宮本改良住 宅J1	釧路市宮本 2丁目7番	中層耐火構 造4階建一 部3階建	2DK 3DK	12 16	1棟28戸建 駐車場使用料 3,130円
	宮本改良住 宅J2	釧路市宮本 2丁目7番	中層耐火構 造4階建	3DK	24	1棟24戸建 駐車場使用料 3,130円
柏木	柏木改良住 宅KI	釧路市柏木 町6番	高層耐火構 造8階建	3DK	56	1棟80戸建 (24戸 市公營 住宅) 駐車場使用料

						3, 130円
旭	旭改良住宅	釧路市旭町 12番	高層耐火構 造9階建	2DK小 2DK中 2DK大 3DK小 3DK大	64 16 16 16 16	1棟128戸建 ガス給湯設備リー ス料 1,047 円
堀川	堀川改良住 宅H1	釧路市堀川 町3番	中層耐火構 造4階建	2DK 3DK	20 4	1棟24戸建
	堀川改良住 宅H2	釧路市堀川 町3番	中層耐火構 造4階建	2DK 3DK	28 12	1棟40戸建 (1階5戸 営業 用施設併用住宅)
	堀川改良住 宅H3	釧路市堀川 町3番	中層耐火構 造4階建	2DK 3DK	24 7	1棟31戸建 (1階1戸 集会 室)
	堀川改良住 宅H4	釧路市堀川 町3番	中層耐火構 造4階建	2DK 3DK	16 8	1棟24戸建
新川	新川改良住 宅S2	釧路市新川 町17番	高層耐火構 造8階建	2DK 3DK	48 48	1棟96戸建 浴室シャワーリー ス料 1,047 円
	新川改良住 宅S3	釧路市新川 町17番	高層耐火構 造7階建	2DK 3DK	28 56	1棟84戸建 浴室リース料 1,571円 (シャワー付 2,409円)
	新川改良住 宅S4	釧路市新川 町17番	高層耐火構 造8階建	2DK 3DK	40 24	1棟64戸建 浴室リース料

						1, 571円 (シャワー付 2, 409円)
駒場	駒場改良住宅S1	釧路市駒場町12番	中層耐火構造5階建	2DK 3DK	10 20	1棟30戸建
米町	米町モデル住宅M米1	釧路市米町2丁目4番	中層耐火構造4階建	2DK 3DK	22 10	1棟32戸建 駐車場使用料 3, 130円
	米町モデル住宅M米2	釧路市米町2丁目5番	中層耐火構造4階建	2DK 3DK	22 10	1棟32戸建 駐車場使用料 3, 130円
	米町モデル住宅M米3	釧路市米町2丁目5番	中層耐火構造4階建	2DK 3DK	20 12	1棟32戸建 駐車場使用料 3, 130円
	米町モデル住宅M米4	釧路市米町2丁目5番	耐火構造2階建	2DK 3DK	4 4	1棟8戸建 駐車場使用料 3, 130円
布伏内	布伏内改良住宅	釧路市阿寒町布伏内2線北57番地	簡易耐火構造2階建	3DK	30	1棟4戸建 3棟 1棟6戸建 3棟

別表第3（第3条、第40条関係）

寡婦住宅

団地	名称	位置	構造	間取り	戸数	備考
美原	美原寡婦住宅M4	釧路市美原2丁目6番	中層耐火構造5階建	1DK	5	1棟30戸建 (25戸)

						公営住宅) 浴室リー ス料 1, 4 6 6 円
--	--	--	--	--	--	-----------------------------------

別表第4（第34条関係）

条例第44条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条	家賃	使用料
	入居者	許可法人等
第19条第1項	第12条第3項の規定により指定した入居可能日	第39条第2項の市公営住宅の使用が可能となる日
	第27条第1項又は第32条第1項の規定による明渡しの請求があったときはその明渡しの期限が到来した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第36条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの請求の日	第43条の規定による使用許可の取消しがあったときは、使用許可の取消しの日
第19条第3項	市公営住宅に入居した場合	市公営住宅を使用した場合
	入居期間	使用期間
第19条第4項	第37条第1項	第44条において準用する第37条第1項
第21条から第23条まで及び第37条第1項	入居者	許可法人等（市公営住宅を現に使用する者を含む。）

第 2 3 条第 4 項	入居の権利	使用の権利
第 3 7 条第 2 項	第 2 3 条第 6 項ただし書	第 4 4 条において準用する 第 2 3 条第 6 項ただし書

別表第 4 の 2 (第 3 4 条の 5 関係)

条例第 4 4 条の 7 の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条	前 2 条	第 4 4 条の 4
第 8 条第 1 項	前条	第 4 4 条の 7 において準用する第 7 条
第 1 3 条第 2 号	前条第 1 項	第 4 4 条の 5 第 1 項
	同条第 2 項	同条第 3 項において準用する第 1 2 条第 2 項
第 1 3 条第 3 号	前条第 4 項	第 4 4 条の 5 第 3 項において準用する第 1 2 条第 4 項
第 1 4 条第 2 項	省令第 1 1 条に規定するもののほか、規則	規則
第 1 5 条第 2 項	省令第 1 2 条に規定するもののほか、規則	規則
第 1 6 条第 2 項	省令第 7 条に規定する方法	省令第 7 条に規定する方法の例
第 1 6 条第 4 項	第 1 項若しくは前項の規定による収入の申告又は次条第 4 項若しくは第 2 6 条第 2 項の規定による収入の把握	第 1 項又は前項の規定による収入の申告
第 1 9 条第 1 項	第 1 2 条第 3 項	第 4 4 条の 5 第 3 項において準用する第 1 2 条第 3 項

	第 2 7 条第 1 項又は第 3 2 条第 1 項	第 4 4 条の 7 において準用する第 3 2 条第 1 項前段
	第 3 6 条第 1 項	第 4 4 条の 7 において準用する第 3 6 条第 1 項
第 1 9 条第 4 項	第 3 7 条第 1 項	第 4 4 条の 7 において準用する第 3 7 条第 1 項
第 2 0 条第 4 項	第 2 8 条第 2 項若しくは第 3 6 条第 3 項若しくは第 4 項	第 4 4 条の 7 において準用する第 3 6 条第 3 項若しくは第 4 項
第 2 2 条第 4 号	前条第 1 項本文	第 4 4 条の 7 において準用する第 2 1 条第 1 項本文
第 3 6 条第 1 項第 5 号	第 1 4 条第 1 項、第 1 5 条第 1 項又は第 2 3 条第 1 項から第 7 項まで	第 4 4 条の 7 において準用する第 1 4 条第 1 項、第 1 5 条第 1 項又は第 2 3 条第 1 項から第 7 項まで
第 3 7 条第 2 項	第 2 3 条第 6 項ただし書	第 4 4 条の 7 において準用する第 2 3 条第 6 項ただし書

別表第 5（第 3 7 条関係）

条例第 5 2 条第 2 項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条	法第 2 2 条第 1 項及び政令第 5 条	改良法第 2 9 条第 1 項及び改良法施行令第 1 2 条の規定により準用される法第 2 2 条第 1 項及び政令第 5 条
第 6 条第 1 項	前条各号	第 4 5 条第 2 項各号
第 6 条第 3 項	前条第 1 号及び第 2 号	第 4 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号

第 7 条	前 2 条	第 4 5 条第 2 項並びに第 5 2 条第 1 項において準用する第 6 条第 1 項及び第 3 項
第 8 条第 1 項	前条	第 5 2 条第 1 項において準用する第 7 条
第 1 0 条第 1 項	前条	第 5 2 条第 1 項において準用する第 9 条
第 1 1 条	前 2 条	第 5 2 条第 1 項において準用する第 9 条及び第 1 0 条
第 1 2 条及び第 1 3 条	入居決定者	入居決定者(第 4 5 条第 1 項に規定する入居させるべき者のうち入居者として決定した者を含む。)
第 1 2 条第 1 項第 2 号	第 2 0 条	第 5 2 条において準用する第 2 0 条
第 1 3 条第 2 号	前条第 1 項	第 5 2 条第 1 項において準用する第 1 2 条第 1 項
第 1 3 条第 3 号	前条第 4 項	第 5 2 条第 1 項において準用する第 1 2 条第 4 項
第 1 4 条第 2 項	省令第 1 1 条に規定するもののほか、規則	規則
第 1 5 条第 2 項	省令第 1 2 条に規定するもののほか、規則	規則
第 1 6 条第 2 項	省令第 7 条に規定する方法	省令第 7 条に規定する方法の例
第 1 6 条第 4 項	次条第 4 項若しくは第 2 6 条第 2 項の規定による	第 4 6 条第 2 項若しくは第 5 0 条第 3 項に規定する

第20条第1項及び第2項	入居決定者	入居決定者(第45条第1項に規定する入居させるべき者のうち入居者として決定した者を含む。)
第20条第4項	又は第28条第2項若しくは第36条第3項若しくは第4項	、第50条第1項若しくは第3項に規定する割増賃料又は第51条
第22条第4号	前条第1項本文	第52条第1項において準用する第21条第1項本文
第30条第1項	第6条第1項	第52条第1項において準用する第6条第1項
	第24条から前条まで	第48条から第50条まで及び第52条第1項において準用する第29条
第31条	第17条第1項若しくは第4項、第26条第1項若しくは第2項若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第18条(第26条第3項又は第28条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第27条第1項の規定による明渡しの請求、第29条の規定によるあっせん等又は第33条の規定に	第46条第1項若しくは第2項若しくは第50条第2項若しくは第3項の規定による家賃若しくは割増賃料の決定、第46条第3項若しくは第50条第4項において準用する第18条の規定による家賃若しくは割増賃料の減免若しくは徴収の猶予又は第52条第1項において準用する第29条の規定によるあっせん等

	よる市公営住宅への入居の措置	
第35条	法第44条第3項	改良法第29条第1項の規定により準用される法第44条第3項
	第17条第1項若しくは第4項、第26条第1項若しくは第2項又は第28条第1項	第46条第1項若しくは第2項、第47条第1項又は第50条第2項若しくは第3項
	政令第12条	改良法施行令第12条の規定により準用される政令第12条
第36条第1項第5号	第14条第1項、第15条第1項又は第23条第1項から第7項まで	第52条第1項において準用する第14条第1項、第15条第1項又は第23条第1項から第7項まで
第37条第2項	第23条第6項ただし書	第52条第1項において準用する第23条第6項ただし書

別表第6（第38条関係）

条例第56条の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条	前2条	第54条
第8条第1項	前条	第56条において準用する第7条
第9条第1項第2号	受けている者又は住宅がないため親族と同居すること	受けている者

	ができない者	
第10条第1項	前条	第56条において準用する第9条
第11条	前2条	第56条において準用する第9条第1項及び第2項並びに第10条
第12条第1項第2号	第20条	第56条において準用する第20条
第13条第2号	前条第1項	第56条において準用する第12条第1項
第13条第3号	前条第4項	第56条において準用する第12条第4項
第16条第2項	省令第7条に規定する方法	省令第7条に規定する方法の例
第16条第4項	次条第4項若しくは第26条第2項	第56条において準用する第17条第4項若しくは第26条第2項
第17条第1項	前条第4項	第56条において準用する第16条第4項
	第4項、第24条第1項、第2項及び第4項並びに第26条第1項及び第2項	第4項並びに第56条において準用する第24条第1項及び第4項並びに第26条第1項及び第2項
	政令第2条に規定する方法	政令第2条に規定する方法の例
	前条第1項	第56条において準用する第16条第1項

	第 3 1 条	第 5 6 条において準用する 第 3 1 条
第 1 7 条第 3 項	政令第 3 条に規定する方法	政令第 3 条に規定する方法 の例
第 1 7 条第 4 項	第 2 6 条第 2 項、第 4 6 条第 2 項及び第 5 0 条第 3 項	第 5 6 条において準用する 第 2 6 条第 2 項
	前条第 1 項	第 5 6 条において準用する 第 1 6 条第 1 項
	第 3 1 条	第 5 6 条において準用する 第 3 1 条
	前条第 4 項	第 5 6 条において準用する 第 1 6 条第 4 項
	政令第 2 条に規定する方法	政令第 2 条に規定する方法 の例
第 1 8 条第 1 号か ら第 3 号まで	入居者又は同居者	入居者
第 1 9 条第 1 項	第 1 2 条第 3 項	第 5 6 条において準用する 第 1 2 条第 3 項
	第 2 7 条第 1 項又は第 3 2 条第 1 項の規定による明渡 しの請求があったときはそ の明渡しの期限が到来した 日又は明け渡した日のいず れか早い日、第 3 6 条第 1 項	第 5 5 条第 1 項
第 1 9 条第 4 項	第 3 7 条第 1 項	第 5 6 条において準用する 第 3 7 条第 1 項
第 2 0 条第 4 項	第 2 8 条第 2 項若しくは第	第 5 5 条第 2 項において準

	36条第3項若しくは第4項	用する第36条第3項若しくは第4項
第22条第4号	前条第1項本文	第56条において準用する第21条第1項本文
第24条第1項	第16条第4項	第56条において準用する第16条第4項
	第5条第2号	第54条第4号
第24条第3項	前2項	第1項
第24条第4項	第1項又は第2項	第1項
	収入超過者又は高額所得者	収入超過者
	第16条第3項	第56条において準用する第16条第3項
	収入超過者として認定している入居者については第5条第2号に規定する金額を、高額所得者として認定している入居者については政令第9条に規定する金額	第54条第4号に規定する金額
第26条第1項	第24条第1項	第56条において準用する第24条第1項
	第17条第1項	第56条において準用する第17条第1項
	第16条第4項	第56条において準用する第16条第4項
	政令第8条第2項に規定する方法	政令第8条第2項に規定する方法の例
第26条第2項	第24条第1項	第56条において準用する

		第24条第1項
	第16条第1項	第56条において準用する第16条第1項
	第31条	第56条において準用する第31条
	第17条第1項及び第4項	第56条において準用する第17条第1項及び第4項
	及び第16条第4項	及び第56条において準用する第16条第4項
	同条第2項に規定する方法	同条第2項に規定する方法の例
第26条第3項	第18条及び第19条第2項から第4項まで	第56条において準用する第18条及び第19条第2項から第4項まで
第31条	第17条第1項若しくは第4項、第26条第1項若しくは第2項若しくは第28条第1項の規定による家賃の決定、第18条（第26条第3項又は第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第27条第1項の規定による明渡しの請求、第29条の規定によるあっせん等又は第33条の規定に	第56条において準用する第17条第1項若しくは第4項若しくは第26条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第56条において準用する第18条（第56条において準用する第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第56条において準用する第29条の規定によるあっせん等

	よる市公営住宅への入居の措置	
第 3 7 条第 2 項	第 2 3 条第 6 項ただし書	第 5 6 条において準用する第 2 3 条第 6 項ただし書

別表第 7（第 4 1 条関係）

条例第 6 2 条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 9 条、第 2 3 条第 4 項から第 8 項まで、第 3 2 条、第 3 3 条第 1 項及び第 2 項前段並びに第 3 7 条	入居者	使用者
	市公営住宅	駐車場
第 1 9 条	家賃	使用料
第 1 9 条第 1 項	第 1 2 条第 3 項の規定により指定した入居可能日	第 5 9 条第 1 項の駐車場の使用が可能となる日
	第 2 7 条第 1 項又は第 3 2 条第 1 項	第 6 2 条において準用する第 3 2 条第 1 項
	第 3 6 条第 1 項	第 6 1 条第 1 項
第 1 9 条第 3 項	市公営住宅に入居した場合	駐車場を使用した場合
	入居期間	使用期間
第 1 9 条第 4 項	第 3 7 条第 1 項	第 6 2 条において準用する第 3 7 条第 1 項
第 2 3 条第 4 項	入居の権利	使用の権利
第 2 3 条第 5 項	住宅	駐車場
第 3 2 条第 1 項	仮住居	仮の駐車場
第 3 3 条第 1 項	市公営住宅への入居	駐車場の使用

第 3 3 条第 2 項前 段	市公営住宅に入居させるも のとする	駐車場を使用させるものと する
第 3 7 条第 2 項	第 2 3 条第 6 項ただし書	第 6 2 条において準用する 第 2 3 条第 6 項ただし書